

(別紙5) (第7関係)

令和5年度「農業支援サービス事業緊急拡大支援対策のうち
農業支援サービス事業体スマート農業機械等導入支援のうち広域型サービス支援タイプ」
審査基準

事業の要件を満たす場合であっても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は採択しないものとする。

1. 過去3か年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同団体を含む。)の場合
2. 審査項目2において審査委員の過半から3点以下の採点を受けた場合

審査項目	審査項目の詳細	点数配分
1 事業の効果	農業支援サービス事業の展開により、将来的により多くの農業者に対して生産性向上の効果を発揮できるか。	サービスを活用する経営体数の増加に係る目標 50以上・・・30点 30以上・・・20点 10以上・・・10点
	農業支援サービス事業の高度化に資する取組か。	サービス実施主体が導入する農業用機械が以下のものに当てはまる場合は、15点 ・自動操舵農機(後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く) ・電動草刈機(自立走行式又はリモコン式のもの) ・食味・収量センサ付コンバイン ・収穫ロボット(カメラ・AIによる画像分析等により収穫の可否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット) ・可変施肥機(ほ場マップ等のデータを参照して自動的に可変施肥を行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等) ・センシングドローン

		サービス実施主体が導入する農業用機械を用いて農業者にサービスを提供する取組（ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に該当する場合は、5 点
		サービス実施主体が導入する農業用機械をレンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組（機械設備供給型）に該当する場合は、10 点
		サービス実施主体が導入する農業用機械が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合は、5 点
		サービス実施主体が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合は、5 点
		サービス実施主体が農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合は、5 点
2 事業の実現可能性	事業計画に記載のある実現可能性について妥当かどうか。	妥当：20 点 概ね妥当：10 点 妥当でない：0 点